元 請 用

誓　約　書

事　業　名　　島本町子育て世帯訪問支援事業業務委託

私は、島本町が島本町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

一　私は、島本町の公共工事等を受注するに際して、島本町暴力団排除条例第２条第１号から第３号に掲げる者のいずれにも該当しません。

二　私は、島本町暴力団排除条例第２条第１号から第３号に掲げる者の該当の有無を確認するため、島本町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

三　私は、本誓約書及び役員名簿等が島本町から大阪府警察本部又は高槻警察署に提供されることに同意します。

四　私が島本町暴力団排除条例第２条第１号から第３号に掲げる者に該当する事業者であると島本町が大阪府警察本部又は高槻警察署から通報を受け、又は島本町の調査により判明した場合は、島本町が島本町暴力団排除条例及び島本町契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき、島本町ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

五　私が島本町暴力団排除条例第７条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を島本町に提出します。

六　私の使用する下請負人等が、島本町暴力団排除条例第２条第１号から第３号に掲げる者に該当する事業者であると島本町が大阪府警察本部又は高槻警察署から通報を受け、又は島本町の調査により判明し、島本町から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

（宛先）　島本町長

令和　　年　　月　　日

所在地

事業者名

代表者　　印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

代表者の生年月日　　年　　月　　日

（参考）

島本町暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除）

第７条　町は、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）が公共工事等及び売払い等に係る契約の相手方（以下「契約相手方」という。）並びに次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

⑴　下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

⑵　契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第８条　町長（水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。以下同じ。）は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

⑴　暴力団員等に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

⑵　入札の参加の資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が暴力団員等に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。

⑶　入札参加資格者が暴力団員等に該当すると認められた場合にあっては、必要に応じ、その旨を公表すること。

⑷　公共工事等及び売払い等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者であって、暴力団員等に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準じる措置を講ずること。

⑸　暴力団員等に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。

⑹　契約相手方が暴力団員等に該当すると認められた場合にあっては、当該契約相手方との公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。

⑺　公共工事等について下請負人等が暴力団員等に該当すると認められた場合にあっては、その契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、当該契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したときは、当該契約相手方との公共工事等に係る契約を解除すること。

⑻　前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置を講ずること。

２　町長は、前項各号（第３号及び第４号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員等でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

３　町長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員等に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。